

駐車監視員活動ガイドライン

(令和4年9月30日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
市道三官橋通線 (平之町交差点～高見馬場交差点の間)	8時30分～24時
県道鹿児島加世田線 (高見馬場交差点～郡元電停交差点の間)	8時30分～24時

重点路線

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
県道鹿児島中央停車場線 (鹿児島駅前交差点～いづろ交差点の間)	8時30分～24時
市道中央通線 (いづろ交差点～新港北入口交差点の間)	8時30分～24時
県道鹿児島港線 (新港北入口交差点～城南町交差点の間)	8時30分～24時
市道西千石通線 (平田橋交差点～加治屋町交差点の間)	8時30分～24時
市道高麗本通線 (加治屋町交差点～中郡交差点の間)	8時30分～24時
市道ナポリ通線 (共研公園入口交差点～新屋敷交差点の間)	8時30分～24時
市道甲南線 (共研公園南口交差点～甲南高校前交差点の間)	8時30分～24時
市道中洲通線 (中洲電停交差点～天保山交差点の間)	8時30分～24時
市道下荒田川沿線 (天保山交差点～天保山橋南交差点の間)	8時30分～24時
市道みずほ通線 (下荒田四丁目交差点～市立病院前交差点の間)	8時30分～24時
国道225号 (新川橋交差点～城南町交差点の間)	8時30分～24時
県道鹿児島港線 (新港北入口交差点～旧中央市場前交差点の間)	8時30分～24時
市道大学通線 (騎射場交差点～工学部前交差点の間)	8時30分～24時
市道郡元真砂線 (県庁前交差点～真砂入口交差点)	8時30分～24時

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
天文館地区繁華街(駐輪条例放置禁止区域)	11時～24時

重点地域

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
天文館地区繁華街(違法駐車等防止条例重点地域)	11時～24時
平田橋交差点から西郷隆盛銅像前交差点間の南側周辺	11時～24時
西郷隆盛銅像前交差点から泉町交差点間の南側周辺	11時～24時
平田橋交差点から高麗橋北口交差点間の東側周辺	11時～24時
平田橋交差点から高麗橋交差点間の西側周辺	11時～24時
武之橋電停交差点から郡元電停交差点間の周辺地域	11時～24時
鴨池公園 (平和リース球場、白波スタジアム) 周辺地域	7時～20時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
天文館地区繁華街(駐輪条例放置禁止区域)	11時～24時

鹿児島中央警察署